25 日獣発第 102 号 平成 25 年 7 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会会 長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等の 全部変更等について

このことについて、平成25年6月26日付け25消安第1192号及び同日付け25消安第1267号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。 貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、それぞれ、アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について、各都道府県知事宛に通知した旨、了知の上、円滑な防疫対策の実施について、本会会員に協力を依頼されたものです。

併せて、家畜防疫の重要性を十分に理解の上、本会会員を含めた畜産関係者等に周知と適切な対応がなされるよう指導する旨、依頼をされております。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会:事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



25消安第1192号 平成25年6月26日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき、御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されるとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



25消安第1192号 平成25年6月26日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

アフリカ豚コレラ(以下「本病」という。)については、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第1項に基づき、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)を平成23年10月7日に公表し、防疫指針に沿って防疫対策を進めてきたところです。

今般、防疫指針について、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更に併せて所要の見直しを行い、別添のとおり変更し、本日付けで施行されましたので、お知らせいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関 及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の 迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第6項の規定に基づきアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更したので、公表する。

平成25年6月26日

農林水産大臣 林 芳正

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 アフリカ豚コレラは、国際連合食糧農業機関(FAO)などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 アフリカ豚コレラは、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば
 - ① 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - ② 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - ③ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - ④ 国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。
- 3 また、
 - ① 現在、主にアフリカ大陸においてアフリカ豚コレラの発生が継続していること
 - ② 近年、東欧地域でもアフリカ豚コレラの発生が確認されていること
 - ③ 国際的な人・物の往来が増加していること から、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できな

さらに、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラとの類症鑑別上、重要な疾病である。

4 このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等(豚及びいのししをいう。以下同じ。)の所有者(当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)と行政機関(国、都道府県及び市町村)及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

5 なお、本指針については、海外におけるアフリカ豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。 また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成25年6月26日農林水 産大臣公表。以下「豚コレラ防疫指針」という。)第1を準用。

- 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 豚コレラ防疫指針第2(1の(7)を除く。)を準用。
- 第3 異常豚の発見及び検査の実施
 - 1 豚等の所有者等から通報を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、豚コレラの類症疾病であるアフリカ豚コレラを疑う症状を呈している豚等(以下「異常豚」という。)を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に報告するとともに、豚コレラ防疫指針に基づき対応する。

なお、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等 により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

2 検体の送付

(1) 都道府県は、豚コレラの感染が否定された結果、豚コレラ防疫指針 第4の8の(1)により、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなっ た場合には、同(1)により動物衛生課とあらかじめ協議した上で、 検体(血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓) を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以 下「動物衛生研究所」という。)に送付する。また、同じく同(1) により、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に 関する検査を行う。

なお、豚コレラ防疫指針第6の1の(2)により行う異状の原因の 調査において、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合も、 同様とする。

- (2) 都道府県は、(1) により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。
 - ① 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。) 第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を 制限する。

- ア 生きた豚等
- イ 採取された精液及び受精卵
- ウ 豚等の死体
- エ 敷料、飼料、排せつ物等
- 才 家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。
- (3) 都道府県は、(1) により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。
 - ① 飼養する豚等の過去22日間の移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲 ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車 両
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 精液及び受精卵の出荷先
- 3 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(1)により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- (3) 豚等のと殺に当たる人員及び資材の確保
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設(以下「焼却施設等」という。)の確保(農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。)
- (5)消毒ポイントの設置場所の決定
- (6) 当該農場の所在する市町村及びその関係団体並びに隣接の都道府県 への連絡
- 4 動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、2の(1)並びに第11の1の(2)及び第11の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査(ウイルス

分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法)を行うとともに、必要に応じて、血清抗体検査も併せて行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

第4 病性等の判定

第3の2の(1)により必要な検体が動物衛生研究所に送付された場合(それ以外の場合であって農林水産省が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

豚コレラ防疫指針第3の1若しくは第4の2の臨床検査の結果又は豚コレラ防疫指針第4の6の(2)若しくは(3)により行う臨床検査の結果及び豚コレラ防疫指針第4の5の(1)の①の血液検査(豚コレラ防疫指針第4の6の対応において行うものを含む。)の結果並びに第3の4の動物衛生研究所が行う抗原検査(ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法)及び血清抗体検査(当該検査を行った場合に限る。)の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会(以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、

- ① ウイルス分離検査、PCR検査、蛍光抗体法又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合(②の場合を除く。)にあっては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。
- ② 抗原検査及び血清抗体検査のいずれもが終了していない場合であって、第8の移動制限区域内でアフリカ豚コレラの発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されているとともに、病変部位の写真をはじめとする現場の状況からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、抗原検査及び血清抗体検査を除く検査の結果についての判定を行い、直ちに2の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜 又は疑似患畜と判定する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、アフリカ豚コレラウイルスが分離され た豚等
- ② アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、PCR検査によりアフリカ豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ③ アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、蛍光抗体法による抗原検査によりアフリカ豚コレラウイルスの抗原が検出された豚等・
- ④ アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚コレラに対する抗体が検出された豚等

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている豚等
- ② 第8の移動制限区域内で発生が続発している場合において、アフリカ豚コレラの臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で飼養されている豚等 °
- ③ 患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)が確認された農場 (以下「発生農場」という。)で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
- ④ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。)から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑤ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
- ⑥ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って15日目の日から現在までの間に患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等
- 第5 病性等判定時の措置 豚コレラ防疫指針第6を準用。
- 第6 発生農場における防疫措置
 - 1 と殺(法第16条)

豚コレラ防疫指針第7の1を準用。

- 2 死体の処理(法第21条) 豚コレラ防疫指針第7の2を準用。
- 3 汚染物品の処理(法第23条)
 - (1) 発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺(人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。)において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理又は消毒を行う。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、豚コレラ防疫指針第7の2の(1)の場所に行う。
 - ① 精液、受精卵等の生産物(ただし、精液にあっては、病性等判定 日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたも のを除く。)
 - ② 排せつ物
 - ③ 敷料
 - 4) 飼料
 - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
 - (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には 、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移 動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講 ずる。
 - ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係 車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録する。
 - (3) 焼却(化製処理を行った上で行うものは除く。)又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
- 4 畜舎等の消毒 (法第25条)

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第30条の基準に 従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、第13に掲げる消毒液を用いて行う。

- 5 豚等の評価 豚コレラ防疫指針第7の5を準用。
- 第7 通行の制限又は遮断(法第15条) 豚コレラ防疫指針第8を準用。
- 第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)
 - 1 制限区域の設定 豚コレラ防疫指針第9の1を準用する。
 - 2 制限区域の変更 豚コレラ防疫指針第9の2を準用する。
 - 3 制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- (1)移動制限区域
 - ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了(法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒(1回目)が完了していることをいう。以下同じ。)後11日が経過した後に実施する第11の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。
 - ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後22日が経過していること。
- (2) 搬出制限区域
 - (1)の①で行う第11の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。
- 4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って15日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。
- (3) 豚等の死体
 - (4) 敷料、飼料、排せつ物等
- (5) 家畜飼養器具
- 5 制限の対象外
- (1) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(2) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第9において準用する豚コレラ防疫指針第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

- (3) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動
 - ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる
 - ② 移動時には、次の措置を講ずる。 ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認す る。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の

措置を講ずる。

- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関 係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ケ 移動経過を記録する。
- ③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
 - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
- (4) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(3)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(5) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

- 第9 家畜集合施設の開催等の制限(法第33条・第34条) 豚コレラ防疫指針第10を準用。
- 第10 消毒ポイントの設置(法第28条の2) 豚コレラ防疫指針第11を準用。

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1)調査の実施方法

都道府県は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、病性等判定日から少なくとも22日間遡った期間を対象として、発生農場における豚等、精液、受精卵、人(獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等)の出入り、飼料(食品残さを含む。)の給与状況並びに関係者の海外渡航歴に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある豚等に関する調査を実施し、できる限り短期間で完了させる。

(2) 疫学関連家畜

- (1)の調査の結果、次の豚等であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究所に送付する。
- ① 病性等判定日から遡って8日以上22日以内に患畜と接触した豚等
- ② 病性等判定日から遡って8日以上22日以内に疑似患畜(臨床症状を呈していたものに限る。)と接触した豚等
- ③ 病性等判定日から遡って22日以内に発生農場に出入りした人、物 又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等 で飼養されている豚等
- ④ 第4の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、PCR検査及び血清抗体検査を実施するための検体(血液及び死亡豚等の扁桃)を採材し、動物衛生研究所に送付する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域 内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日が経過した後に、当該移 動制限区域内の農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、(1)と同様に検体を採材し、動物衛生研究所に送付する。

- 3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応
- (1) 1の(2) 又は2の検査及びこれらの検査後に行う第3の4の検査 の結果について、第4の判定を行う。
- (2)農林水産省は、1の調査及び2の検査並びにこれらの検査後に行う 第3の4の検査の結果並びに(1)において行う第4の判定の結果を 踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針(第5において準用 する豚コレラ防疫指針第6の2の(1)により決定するものをいう。)の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。
- 4 検査員の遵守事項豚コレラ防疫指針第12の4を準用する。
- 第12 ワクチン

アフリカ豚コレラの発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第13 消毒薬

アフリカ豚コレラウイルスに対しては、炭酸ナトリウム、水酸化ナト リウム、次亜塩素酸塩、界面活性剤、ヨウ素化合物などを成分とする消 毒薬が有効である。

- 第14 家畜の再導入 豚コレラ防疫指針第14を準用。
- 第15 発生の原因究明 豚コレラ防疫指針第15を準用。
- 第16 その他 豚コレラ防疫指針第16を準用。



25消安第1267号 平成25年6月26日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

高標學·良全 同意學是

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん 延防止措置の実施に当たっての留意事項について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき、協力方よろしくお願いいたします。



25消安第1267号 平成25年6月26日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及び まん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

アフリカ豚コレラについては、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第1項に基づき公表されている、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成23年10月7日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)に従い、その発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、防疫指針が全部変更されたことに伴い、当該防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項を別添のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の 迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

(平成25年6月26日付25消安第1267号農林水産省消費・安全局長通知)

(別添)

第1 血清抗体検査結果の判定(防疫指針第4の2関連)

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所で実施する間接蛍 光抗体法、エライザ法、ウエスタンブロット法の検査結果等を踏まえ、総合的に判 定する。

第2 病性等判定日を起算点とする日数の数え方(防疫指針第4の2関連) 病性等判定日当日は、不算入とする。

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

(平成25年6月26日) (農林水産大臣公表)

前文

- 1 アフリカ豚コレラは、国際連合食糧農業機関(FAO)などの国際機関が 「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる 重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する 「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 アフリカ豚コレラは、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、
 - ① 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - ② 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - ③ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - ④ 国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。

3 また、

- ① 現在、主にアフリカ大陸においてアフリカ豚コレラの発生が継続していること
- ② 近年、東欧地域でもアフリカ豚コレラの発生が確認されていること
- ③ 国際的な人・物の往来が増加していること
- から、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できない。 さらに、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラと の類症鑑別上、重要な疾病である。
- 4 このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等(豚及びいのししをいう。以下同じ。)の所有者(当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)と行政機関(国、都道府県及び市町村)及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外におけるアフリカ豚コレラの発生の状況の

変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成25年6月26日農林水産 大臣公表。以下「豚コレラ防疫指針」という。)第1を準用。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

豚コレラ防疫指針第2(1の(7)を除く。)を準用。

第3 異常豚の発見及び検査の実施

1 豚等の所有者等から通報を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、アフリカ豚コレラの類症疾病である豚コレラを疑う症状を呈している豚等(以下「異常豚」という。)を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に報告するとともに、豚コレラ防疫指針に基づき対応する。

なお、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

2 検体の送付

(1) 都道府県は、豚コレラの感染が否定された結果、豚コレラ防疫指針第4の8の(1)により、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合には、同(1)により動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体(血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓)を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)に送付する。また、同じく同(1)により、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、豚コレラ防疫指針第6の1の(2)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合も、同様とする。

- (2) 都道府県は、(1) により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。
 - ① 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。) 第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制

限する。

- ア 生きた豚等
- イ 採取された精液及び受精卵
- ウ 豚等の死体
- エ 敷料、飼料、排せつ物等
- 才 家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒 する。
- (3) 都道府県は、(1) により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。
 - ① 飼養する豚等の過去22日間の移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲 ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 精液及び受精卵の出荷先

3 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(1)により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- (3) 豚等のと殺に当たる人員及び資材の確保
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設 (以下「焼却施設等」という。)の確保(農林水産省の保有する大型防疫 資材の利用の有無を含む。)
- (5) 消毒ポイントの設置場所の決定
- (6) 当該農場の所在する市町村及びその関係団体並びに隣接の都道府県への連絡

4 動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、2の(1)並びに第11の1の(2)及び第11の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査(ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法)を行うとともに、必要に応じて、血清抗体検査も併せて行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

第4 病性等の判定

第3の2の(1)により必要な検体が動物衛生研究所に送付された場合 (それ以外の場合であって農林水産省が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

豚コレラ防疫指針第3の1若しくは第4の2の臨床検査の結果又は豚コレラ防疫指針第4の6の(2)若しくは(3)により行う臨床検査の結果及び豚コレラ防疫指針第4の5の(1)の①の血液検査(豚コレラ防疫指針第4の6の対応において行うものを含む。)の結果並びに第3の4の動物衛生研究所が行う抗原検査(ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法)及び血清抗体検査(当該検査を行った場合に限る。)の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会(以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、

- ① ウイルス分離検査、PCR検査、蛍光抗体法又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合(②の場合を除く。)にあっては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。
- ② 抗原検査及び血清抗体検査のいずれもが終了していない場合であって、 第8の移動制限区域内でアフリカ豚コレラの発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されているとともに、病変部位の写真をはじめとする現場の状況からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、抗原検査及び血清抗体検査を除く検査の結果についての判定を行い、直ちに2の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。

(1) 患畜

① ウイルス分離検査により、アフリカ豚コレラウイルスが分離された豚

等

- ② アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、PCR検査によりアフリカ豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ③ アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、蛍光抗体法による抗 原検査によりアフリカ豚コレラウイルスの抗原が検出された豚等
- ④ アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査により アフリカ豚コレラに対する抗体が検出された豚等

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている豚等
- ② 第8の移動制限区域内で発生が続発している場合において、アフリカ 豚コレラの臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で 飼養されている豚等
- ③ 患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)が確認された農場(以下「発生農場」という。)で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
- ④ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。)から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑤ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
- ⑥ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って15日目の日から現在までの間に患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

【留意事項】血清抗体検査結果の判定

動物衛生研究所で実施する間接蛍光抗体法、エライザ法又はウエスタンブ

ロット法の検査結果等を踏まえ、総合的に判定する。

【留意事項】病性等判定日を起算点とする日数の数え方 病性等判定日当日は、不算入とする。

第5 病性等判定時の措置

豚コレラ防疫指針第6を準用。

第6 発生農場における防疫措置

1 と殺(法第16条)

豚コレラ防疫指針第7の1を準用。

2 死体の処理(法第21条)

豚コレラ防疫指針第7の2を準用。

3 汚染物品の処理(法第23条)

- (1)発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場 又はその周辺(人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日 常、人及び豚等が接近しない場所に限る。)において埋却する。埋却によ る処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製 処理を行った上での埋却による処理又は消毒を行う。なお、化製処理を行 った上での埋却は、原則として、豚コレラ防疫指針第7の2の(1)の場 所に行う。
 - ① 精液、受精卵等の生産物(ただし、精液にあっては、病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
 - ② 排せつ物
 - ③ 敷料
 - 4) 飼料
 - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動

物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、 運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物 を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっている ことを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。
- (3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。
 - ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
 - ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講する。
 - ③ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒(法第25条)

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜 伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第30条の基準に従い、 1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、第13に掲げる消毒液を用いて行う。

5 豚等の評価

豚コレラ防疫指針第7の5を準用。

第7 通行の制限(法第15条)

豚コレラ防疫指針第8を準用。

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)

1 制限区域の設定

豚コレラ防疫指針第9の1を準用する。

2 制限区域の変更

豚コレラ防疫指針第9の2を準用する。

3 制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了(法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒(1回目)が完了していることをいう。以下同じ。)後11日が経過した後に実施する第11の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後22日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

(1)の①で行う第11の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2)移動制限区域内で採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って15日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。)
- (3) 豚等の死体
- (4) 敷料、飼料、排せつ物等
- (5) 家畜飼養器具

5 制限の対象外

(1)搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(2)制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第9において準用する豚コレラ防疫指針第10の3により事業を再開した 移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3)制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア
 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、 さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講する。
 - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車 両が利用しない移動ルートを設定する。
 - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

- キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ケ 移動経過を記録する。
- ③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
 - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投 入場所までの経路を消毒する。

(4)制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(3)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(5) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限 区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地 に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の 上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この 場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消 毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の家畜等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第9 家畜集合施設の開催等の制限(法第33条・第34条)

豚コレラ防疫指針第10を準用。

第10 消毒ポイントの設置(法第28条の2)

豚コレラ防疫指針第11を準用。

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1)調査の実施方法

都道府県は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、病性等判定日から少なくとも22日間遡った期間を対象として、発生農場における豚等、精液、受精卵、人(獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等)の出入り、飼料(食品残さを含む。)の給与状況並びに関係者の海外渡航歴に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある豚等に関する調査を実施し、できる限り短期間で完了させる。

(2)疫学関連家畜

調査の結果、次の豚等であることが明らかとなったものは、疫学関連家 畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観 察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に、 血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究所に送付する。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上22日以内に患畜と接触した豚等
- ② 病性等判定日から遡って8日以上22日以内に疑似患畜(臨床症状を呈していたものに限る。)と接触した豚等
- ③ 病性等判定日から遡って22日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている豚等
- ④ 第4の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた た農場で飼養されている豚等

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、PCR検査及び血清抗体検査を実施するための検体(血液及び死亡豚等の扁桃)を採材し、動

物衛生研究所に送付する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、(1)と同様に検体を採材し、動物衛生研究所に送付する。

3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 1の(2) 又は2の検査及びこれらの検査後に行う第3の4の検査の結果について、第4の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の調査及び2の検査並びにこれらの検査後に行う第3の4の検査の結果並びに(1)において行う第4の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針(第5において準用する豚コレラ防疫指針第6の2の(1)により決定するものをいう。)の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

豚コレラ防疫指針第12の4を準用する。

第12 ワクチン

アフリカ豚コレラの発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないこ とから、ワクチンは、使用しない。

第13 消毒薬

アフリカ豚コレラウイルスに対しては、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、界面活性剤、ヨウ素化合物などを成分とする消毒薬が有効である。

第14 家畜の再導入

豚コレラ防疫指針第14を準用。

第15 発生の原因究明

豚コレラ防疫指針第15を準用。

第16 その他

豚コレラ防疫指針第16を準用。